

定 款

公益社団法人
琉球耳鼻咽喉科学研究振興会

定 款

第 1 章 総 則

【名称】

第 1 条 この法人は、公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会と称する。

【事務所】

第 2 条 この法人の主たる事務所は、沖縄県中頭郡西原町に置く。

第 2 章 目的及び事業

【目的】

第 3 条 この法人は、沖縄県地域における耳鼻咽喉科学領域に関する調査・学術研究、医療技術の練磨向上を行う振興事業の推進と福祉活動並びに助成を行い、沖縄県の地域医療の発展と水準向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 耳鼻咽喉科学領域に関する調査研究並びに助成事業
- (2) 耳鼻咽喉科学領域の医師、研究者、医療従事者の育成及び医学生への耳鼻咽喉科領域学の教育並びに助成事業
- (3) 耳鼻咽喉科学領域の奨学金事業
- (4) 前各号に掲げる事業の国、地方公共団体又は関連団体からの受託並びに助成事業
- (5) この法人の活動の成果公表に関する事業

第 3 章 会 員

【法人の構成員】

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した医師、医学研究者、医療従事者、医療関係者たる個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

【会員の資格の取得】

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

【入会金及び会費】

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

【任意退会】

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又はその他規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

【会員資格の喪失】

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき

(3) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき

(4) 会費を1年以上滞納したとき

第4章 総 会

【構成】

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

【権限】

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第13条 総会は、定期総会として毎年度6月及び必要がある場合に臨時総会として開催する。

2 次条第2項による請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

【招集】

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。

【議長】

第15条 総会の議長は会長とする。ただし、会長に事故がある場合は、総会において、正会員の中から選出する。

【定足数】

第16条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議決権】

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【書面議決等】

第 18 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の規定による書面での議決権の行使及び議決権行使の委任については、電磁的方法により行うことができる。

【決議】

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

【議事録】

第 20 条 総会の議事については、総会で定めるもののほか、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する

第 5 章 役 員

【役員】

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 13 名以上 15 名以内

監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長、5 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事を同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

【選任等】

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

【理事の職務及び権限】

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔の理事会において 2 回以上、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

【任期】

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【解任】

第 26 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。この場合、総会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

【報酬等】

- 第 27 条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

第 6 章 理 事 会

【構成】

- 第 28 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

- 第 29 条 理事会は次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) その他、会務の執行等に関する事項の決定

【招集】

- 第 30 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

【決議】

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

【議事録】

- 第 32 条 理事会の議事については、理事会で定めるもののほか、法令で定めるところによ

り、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、監事及び会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

【報告の省略】

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 23 条第 3 項の報告については、適用しない。

第 7 章 資産及び会計

【財産の種別】

第 34 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、別表に定める財産とし、適正な維持及び管理に努めなければならない。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

【基本財産の処分の制限】

第 35 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を経て、その一部を処分し、又、その全部若しくは一部を担保に供することができる。

【事業年度】

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

【公益目的取得財産残額の算定】

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取消等に伴う贈与】

第42条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補 則

【委任】

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は古謝将宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。